

第3回大鰐町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年3月26日(火) 16時00分～16時30分

2 開催場所 大鰐町役場 議場

3 出席委員 12人

三上 豊	委員	境 祐二	推進委員
築館 昇	委員	山口 努	推進委員
藤田 重孝	委員	大川 元樹	推進委員
原子 一行	委員	八木橋祐也	推進委員
浅利 力	委員		
長内 幸子	委員		
土岐 工	委員		
高橋 藤人	委員		

4 議事日程

議案第6号	農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について
議案第7号	農用地利用集積計画書の決定について
議案第8号	職員の任免について
報告第6号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第7号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第8号	使用貸借合意解約書の受理について
報告第9号	令和6年度最適化活動の目標等の公表について

5 農業委員会事務局職員

局長 田中 利幸 次長 齋藤 孝嗣 主査 水木 雄士

6 会議の概要

齋藤次長 大鰐町農業委員会憲章唱和を行いますので、皆様ご起立下さい。

田中局長 ただいまから、第3回大鰐町農業委員会総会を開催致します。
高橋会長、挨拶の方をお願いします。

会 長 (挨拶)

田中局長 会長ありがとうございました。引続き進行の方をお願いします。

議 長 本日は、委員 15 名中 12 名の出席ですので、総会は成立しております。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 それでは、私の方から指名いたします。
5 番の原子 一行委員と 6 番の浅利 力委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。

水木主査 議案第 6 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

(P1~3) 議案第 6 号について説明いたします。

整理番号 1 番は、駒木字駒木平の畑 1 筆 1,019 m²を 3 万円で売買する申請です。

整理番号 2 番は、森山地区の農地 4 筆 計 1,861 m²を贈与する申請です。

整理番号 3 番は、宿川原と鯖石地区の農地 3 筆 計 4,078 m²を年間玄米 240 kg で 5 年間賃貸借する申請です。

整理番号 4 番は、長峰字砂沢の農地 8 筆 計 9,550 m²を 10 年間で使用貸借する申請です。

整理番号 5 番は、三ツ目内字富岡の田 2 筆 計 2,821 m²を年間 10 万円で 3 年間賃貸借する申請です。

整理番号 6 番は、三ツ目内字村下大川添の田 1 筆 1,859 m²のうち 929 m²を 10 年間使用貸借する申請です。

整理番号 7 番は、長峰字野尻の畑 1 筆 5,561 m²を 10 年間で使用貸借する申請です。

いずれも農地法第 3 条の許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 議案第 6 号について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので議案第 6 は、原案のとおり許可することに致します。

続きまして、議案第 7 号、農用地利用集積計画の決定ですが、整理番号 5 番に三上 豊委員に関する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限により三上委員には一旦退出をお願いいたします。

(三上委員 退出)

それでは、整理番号 5 番について、事務局より説明をお願いいたします。

水木主査 こちらは、大鰐町長より、農用地利用集積計画を定めたい旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農業委員会の決定を求めるものです。

(P6) 整理番号 5 番は、八幡館字川原の田 1 筆 5,202 m²を鯖石地区の方から居土地区の方へ売買により所有権移転する申請です。

議 長 整理番号 5 番について、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、整理番号 5 番については原案のとおり許可することに致します。

(三上委員 入室)

議 長 引き続き事務局より説明をお願いいたします。

水木主査 (P7) 整理番号番 6 番は、三ツ目内字広沢の畑 1 筆 3,074 m²を平川市の方から三ツ目内地区の方へ売買により所有権移転する申請です。

(P8) 整理番号 7 番は、森山字中道添の田 2 筆 計 5,744 m²を森山地区の方から島田地区の方へ売買により所有権移転する申請です。

(P9~10) 整理番号 8 番ですが、三ツ目内字富岡の田 1 筆 3,294 m²を農地中間管理事業により、年間玄米 98 kg で賃貸借する申請です

(P11~12) 整理番号 9 番は、三ツ目内字富岡の田 1 筆 3,022 m²を農地中間管理事業により、年間玄米 90 kg で賃貸借する申請です。

(P13~14) 整理番号 10 番は、三ツ目内字富岡の田 1 筆 2,074 m²を農地中間管理事業により、年間玄米 62 kg で賃貸借する申請です。

(P15~16) 整理番号 11 番は、三ツ目内字富岡の田 4 筆 2,197 m²を農地中間管理事業により、年間玄米 64 kg で賃貸借する申請です。

(P17~18) 整理番号 12 番ですが、苦木字豊田の田 2 筆 計 3,479 m²を農地中間管理事業により年間玄米 103 kg で賃貸借する申請です。以上です。

議 長 議案第 7 号 整理番号 6 番から 12 番について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第 7 号は原案のとおり許可することに致します。

続いて議案第 8 号、農業委員会に関する法律第 26 条第 3 項の規定により職員の任免について承認を求めます。

議案第 8 号について、質問・意見等ありませんか。

委員 異議なし

議長 異議がないようですので、議案第8号は原案のとおり承認することに致します。

議長 続きまして、報告第6号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より説明をお願いします。

水木主査 (P21) 報告第6号について説明いたします。
今回の受理は、2件で田が2筆、畑が6筆の計8筆 10,565 m²が相続されることとなりました。

議長 報告第6号について、質問・意見等ありませんか。

委員 異議なし

議長 異議がないようですので、報告第6号は原案のとおり受理することに致します。

続きまして、報告第7号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局より説明をお願いします。

水木主査 (P22) 今回の受理は3件で、いずれも農地法第3条にて賃貸借をしていた農地を合意解約したものです。

議長 報告第7号について、質問・意見等ございませんか。

三上委員 案件の中にある法人で、賃料未払いがあるとの声を聞いているが、町で把握しているか。

水木主査 把握はしている。今後、追跡調査が必要なのではと思われます。

議長 ほかに、質問・意見等ございませんか。

委員 異議なし

議長 異議がないようですので、報告第7号は原案のとおり受理することに致します。

続いて、報告第8号、使用貸借合意解約書の受理について事務局より説明をお願いします。

水木主査 (P24) 今回の受理は、1件で農地法第3条にて使用貸借をしていた農地を合意解約したものです。

議長 報告第8号について、質問・意見等ございませんか。

委員 異議なし

議 長 異議がないようですので、報告第8号は原案のとおり受理することといたします。

続いて、報告第9号、令和6年度最適化活動の目標の設定等の公表について事務局より説明をお願いします。

水木主査 (P26～28) 令和6年度最適化活動の目標設定等について説明いたします。
委員改選により、任期が変更となり令和6年4月1日から令和9年3月31日となります。また、認定農業者がこれまでの137人から136人へ1名減、令和4年度の新規参入者が1名で1.3haを耕作している状況となっております。活動目標日数は昨年度と同様6日に設定しておりますが、6日以上活動していただくこと更に交付金に反映されるので1日でも多く活動していただきたいと思えます。

議 長 報告第9号について質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、報告第9号は原案のとおり公表することに致します。

これで、全ての議案の審議が終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、第3回総会を閉会致します。